

2020年度
保存版

建設国保のしおり

活用しよう

3つのメリット

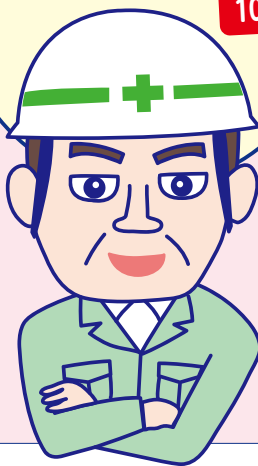
本人も家族も
充実の健康診断
無料

1ページ



医療費が戻る

10ページ



休んでも安心
傷病手当金

13ページ



もくじ

健康診断 ～検査項目～	1
生活習慣病対策（特定保健指導）／アスベスト・じん肺対策	2
建設国保と組合員・家族の現状	3～4
健康診断の申し込み方法	5
健康診断指定医療機関	5～7
保険料の決め方	8
医療機関を受診するとき	
○保険証	8
○高齢受給者証 ○限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証 ○特定疾病療養受療証	9
法人事業所と健康保険適用除外	9
建設国保と神建連共済の払い戻し制度	10
インフルエンザ予防接種助成金	10
高額療養費	11
保険給付	
○療養費 ○出産手当金 ○出産育児一時金 ○葬祭費	12
傷病手当金（休業手当）	13
労働災害や交通事故にあったとき	13
ジェネリック医薬品を利用しましょう	13
問い合わせの支部一覧表	14
こんなときは届け出をしてください	15
○保険証に関すること ○給付金に関すること	

ホームページはこちら



神奈川県建設国保

検索



神奈川県建設連合国民健康保険組合

〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-19-3

電話：045-453-9661 FAX：045-453-9664

2020年4月発行

建設国保の健診を利用することで
「事業所健診」や「雇入時健診」の項目も検査できます！

健康診断

無料!

●組合員と20歳以上の家族は、指定医療機関で毎年4月
から翌年3月の間に一回、無料で受けられます。

基本検査：必須項目

無料オプション検査：選択項目

※健診機関によっては検査できない項目があります。

無料!

基本検査だけで8,250円相当

体格：身長、体重、
BMI、腹囲

視力

肺：レントゲン検査

高血圧：血圧測定

問診



聴力

440円相当 無料!

心臓：心電図検査

1,650円相当 無料!

40歳以上の男性・女性

胃がん：胃バリウム検査
大腸がん：便潜血2回法

胃がん検査11,000円相当
大腸がん検査1,540円相当

無料!

20歳以上の女性

乳がん：マンモグラフィー
または エコー
(+視触診)
子宮がん：頸部細胞診

乳がん検査5,500円相当
子宮がん検査5,500円相当

無料!



貧血：赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット
炎症状態：白血球
高脂血症：総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、
LDL-コレステロール
高尿酸血症：尿酸
肝臓：GOT、GPT、γ-GTP、ALP、アルブミン、
総ビリルビン
腎臓：クレアチニン、尿蛋白、尿潜血
糖尿病：血糖、HbA1c、尿糖

申し込み方法はP5へ

生活習慣病対策（特定保健指導）

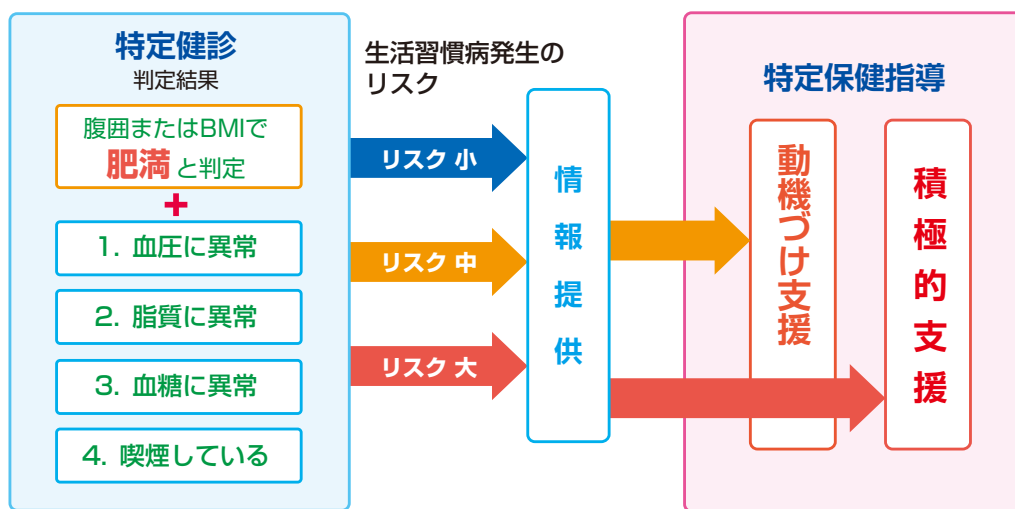
無料!

建設国保など医療保険者にはメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策として、40歳から74歳の被保険者の方に【特定健康診査】および【特定保健指導】を実施することが義務づけられています。

特定保健指導とは特定健康診査の結果から、将来起こる可能性のある心臓や脳の病気を予防するために実施する生活習慣改善のことです。

生活習慣病発生のリスク（高血圧、脂質異常、高血糖、喫煙など）に応じて、【動機づけ支援】【積極的支援】に分けられ、医師や保健師、管理栄養士がひとりひとりの生活や状況に合わせた食事や運動習慣の改善をお手伝いします。

対象となった方には健康診断を受診した医療機関または建設国保から利用券などが届きます。費用は無料ですので、ぜひ利用してください。



すでに高血圧・脂質異常・高血糖の治療を受けている人は医療機関での治療が優先され、特定保健指導の対象にはなりません。

アスベスト・じん肺対策

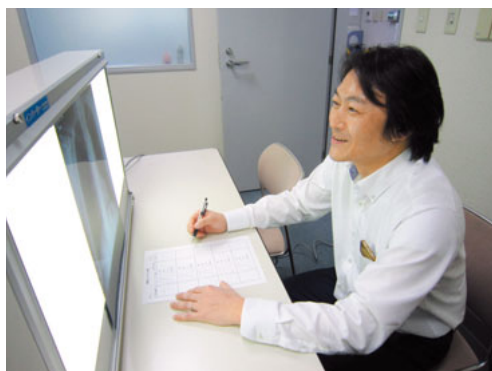
無料!

建設国保ではアスベスト・じん肺対策として指定医療機関と連携し、組合員ご本人の健診時の胸部レントゲンフィルムを借り受け、2名の専門医が再読影を実施しています。

アスベストやじん肺等の所見により受診の必要がある方には、組合または建設国保の保健師より連絡する体制をとっています。

早めに自分の状態を知ること、病気の予防、早期治療だけでなく、スムーズな労災申請につなげていく事が出来ます。

建設国保の健診は生活習慣病だけでなく、建設業に特化した内容の健診となっています。



〈渡邊直英医師 御成門内科クリニック〉



〈安西光洋医師 協同ふじさきクリニック〉

被保険者構成

●加入状況（2019年4月1日現在）

被保険者数：78,851人 男性：48,426人（61.4%） 女性：30,425人（38.6%）
平均年齢：全体36.3歳 男性37.7歳 女性34.0歳

医療費の状況

●医療費・件数一覧表（2018年4月～2019年3月）

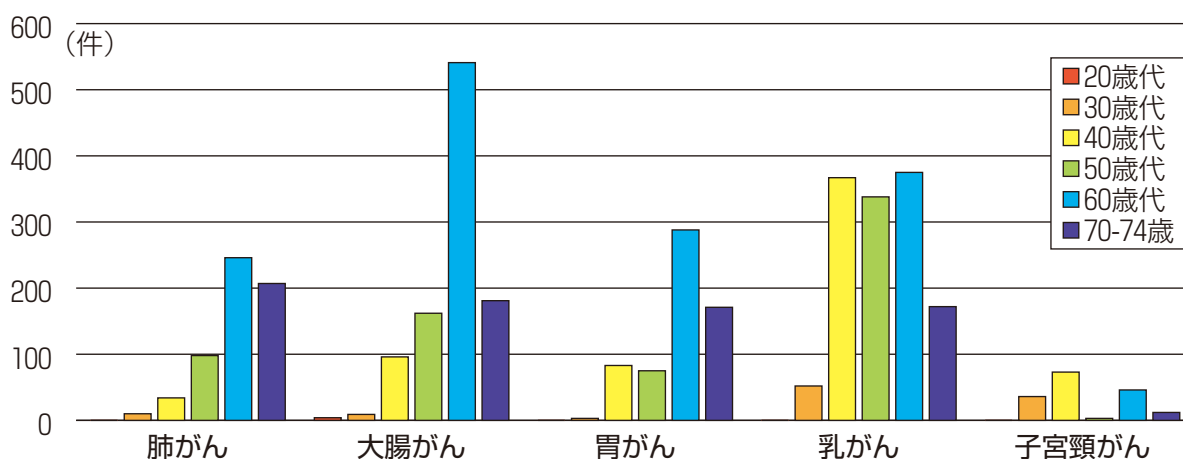
医療費の多い順に、循環器系、呼吸器系、新生物と続いています。件数が多い（多くの人が治療している）のは呼吸器系で、1件当たりの医療費が高いのは新生物です。

代表的な病気	医療費	件数	1件当たり医療費	割合
高血圧、不整脈、狭心症、脳梗塞など（循環器系）	<u>1,811,043,050円</u>	48,456	37,375円	13.6%
喘息、肺炎、インフルエンザなど（呼吸器系）	1,712,844,440円	<u>109,199</u>	15,686円	12.8%
がん、白血病、子宮筋腫など（新生物）	1,707,304,870円	11,392	<u>149,869円</u>	12.8%
糖尿病、脂質異常症、甲状腺など（内分泌、栄養及び代謝系）	1,237,702,250円	46,327	26,717円	9.3%
腰痛、関節症、骨粗しょう症など（筋骨格系及び結合組織）	1,177,132,050円	40,820	28,837円	8.8%
大腸ポリープ、逆流性食道炎など（消化器系）	887,185,180円	26,332	33,692円	6.7%
腎臓病、前立腺肥大など（尿路系器系）	854,128,320円	14,385	59,376円	6.4%
ケガなど（損傷、中毒等外因の影響）	545,294,170円	17,930	30,412円	4.1%
その他	3,405,974,590円	169,913	20,045円	25.5%
合計／1件当たり医療費の列のみ平均	13,338,608,920円	484,754	27,516円	-

●がん（部位別）の年代別治療件数

大腸がん、胃がんは40歳以降に多くみられます。

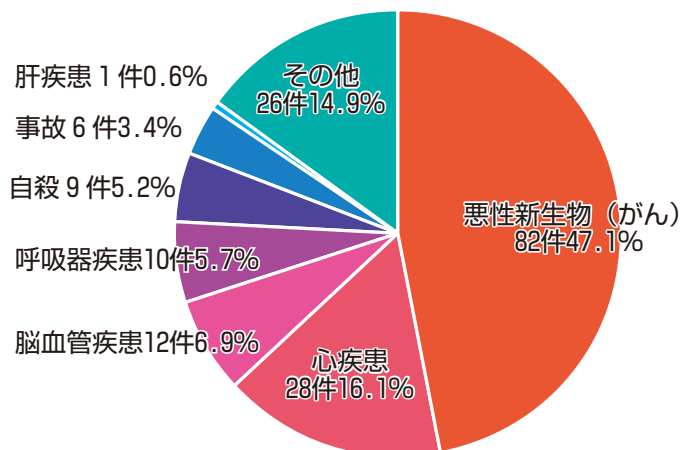
乳がん、子宮頸がんは30歳代からみられます。一般的に子宮頸がんは20歳代、30歳代から増加傾向にあるため、若い年代から検診を受診する必要があります。



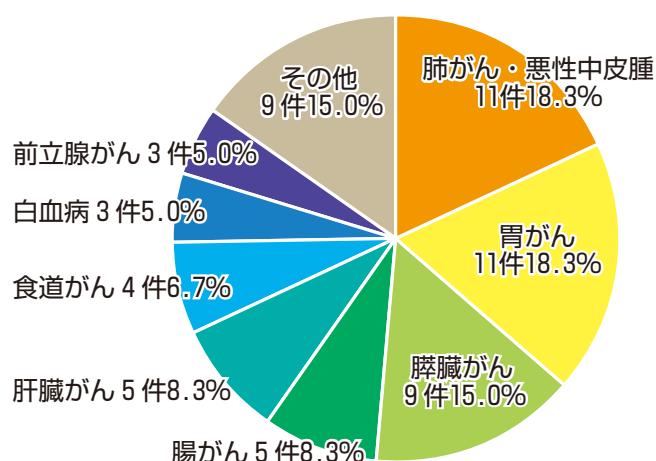
●死因の約50%を占める悪性新生物（がん）

死因で最も多かったのは男女とも悪性新生物（がん）でした。内訳をみると、男性は肺がん・悪性中皮腫と胃がんが最も多く、膵臓がんがそれに続きます。女性は乳がんが最も多く、肺がんと腸がんが続きます。特に肺がん、胃がん、乳がん、大腸がんは検診で早期発見できる病気です。がん検診を受診し早期発見・早期治療につなげましょう。

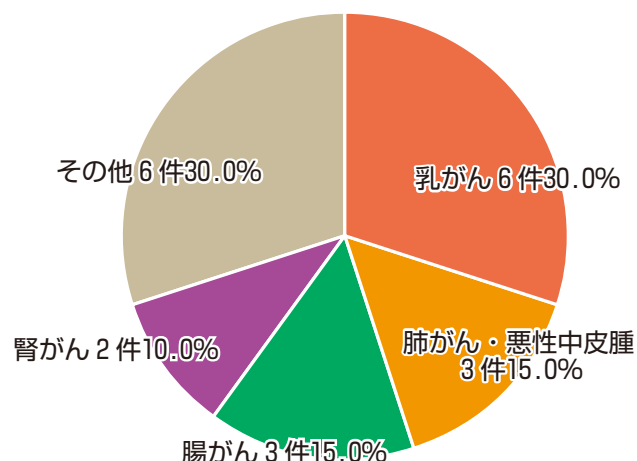
【死因（全体）】



【がんの死因（男性）】



【がんの死因（女性）】



建設国保の健康診断を受診しましょう！

建設国保に加入している本人は全員、家族は20歳以上の方が受診できます。

建設国保の健康診断は生活習慣病予防のための特定健康診査はもちろんのこと、国が定めるがん検診である、肺がん（全ての受診者）、胃がん・大腸がん（40歳以上）、乳がん・子宮頸がん（20歳以上の女性）の5項目を含め、毎年度無料で受診できます。

健康診断で病気を早期に発見できれば治る確率も高くなり、治療にかかる費用や時間も少なくて済みます。

ぜひ今年もご家族みなさんで建設国保の健康診断を受けましょう！



健康診断の申し込み方法

まずは、「建設国保の保険証」を用意する

健診機関へ 直接申し込む場合

- ①P.5～7の一覧から、医療機関を選ぶ。
- ②電話で「建設国保の健診を受けたい」と予約を申し込む。
- ③健診当日に保険証を持って受診する。

所属の組合・支部へ 申し込む場合

- ①P.14の各支部一覧で所属の組合・支部の連絡先へ電話をかける。
- ②「建設国保の健診を受けたい」と伝え、受け方を相談する。
- ③健診当日に保険証を持って受診する。

※初めての方や支部主催の健診を希望される方は所属の組合・支部へ連絡してください。

【通院中の方へ】 通院中であっても、他の病気の早期発見の為、健診を受けましょう！

健康診断指定医療機関

乳＝乳がん検査、子＝子宮頸がん検査

医療機関名	婦人科	所在地	電話番号
横浜市			市外局番(045)
汐田総合病院	乳・子	鶴見区矢向1丁目6-20	574-1369
梶山診療所		鶴見区上末吉5丁目22-16	582-0123
うしおだ診療所	乳	鶴見区本町通1丁目16-1	521-5147
さいわい鶴見病院	乳・子	鶴見区豊岡町21-1	581-6791
神奈川診療所		神奈川区新町15-6	441-0225
相和会横浜総合健診センター	乳・子	神奈川区金港町3-1 コンカード横浜20階	461-1230
ふれあい横浜ホスピタル健康管理センター	乳・子	中区万代町2丁目3-3	662-2489
湘南健診クリニックコcottさくら館	乳・子	中区桜木町1丁目1-7 ヒューリックみなとみらい13階	0120-954-223
横浜西口ヘルチェッククリニック	乳・子	西区北幸1丁目11-15 横浜STビル3階	453-1150
横浜東口ヘルチェッククリニック	乳・子	神奈川区金港町6-20	//
ヘルチェックレディース横浜クリニック	乳・子	西区北幸1丁目4-1 横浜天理ビル23階	//
ヘルチェック横浜クリニック	乳・子	西区高島2丁目7-1 ファーストプレイス横浜6階	//
横浜リーフみなとみらい健診クリニック (旧：横浜船員保険病院健康管理センター)	乳・子	西区みなとみらい4丁目6-5 リーフみなとみらい11階	651-1572
コンフォート横浜健診センター	乳・子	西区平沼2丁目8-25	313-8080
平沼クリニック	乳	西区平沼1丁目32-13	323-2324
清水ヶ丘病院		南区清水ヶ丘17	231-6714
結核予防会中央健康相談所		南区中村町3丁目191-7	251-2364
神奈川県労働衛生福祉協会 神奈川総合健診センター	乳・子	保土ヶ谷区天王町2丁目44-9	046-262-8155
清水ヶ丘セツルメント診療所		保土ヶ谷区岩井町222-1	712-3521
金沢病院・福浦健診クリニック	乳・子	金沢区福浦2丁目14-25	786-9724
金沢病院・金沢健診クリニック	乳・子	金沢区谷津町35 VICSビル3階	786-0915
新横浜メディカルサテライト健診センター	乳・子	港北区新横浜2丁目5-11 金子第一ビル4階	471-3855
横浜日吉健診センターMEDOC	乳・子	港北区日吉2丁目9-3	565-0751
戸塚共立メディカルサテライト	乳・子	戸塚区戸塚町3970-5	0120-733-153
戸塚病院	乳	戸塚区汲沢町1025-6	864-1241

健康診断指定医療機関

乳＝乳がん検査、子＝子宮頸がん検査

医療機関名	婦人科	所在地	電話番号
西横浜国際総合病院	乳・子	戸塚区汲沢町56	861-8430
横浜鶴ヶ峰病院健康管理センター	乳・子	旭区川島町1764	370-5270
横浜鶴ヶ峰病院付属予防医療クリニック	乳・子	旭区鶴ヶ峰2丁目82-1 ココロット鶴ヶ峰5階	//
上大岡総合健診センター	乳・子	港南区上大岡西1丁目13-18	845-5543
清水橋クリニック	乳・子	港南区日野中央1丁目19-4	847-5533
みどり野診療所		緑区十日市場町915-14	981-7222
横浜新緑総合病院	乳・子	緑区十日市場町1726-7	984-2400
長津田厚生総合病院	乳・子	緑区長津田4丁目23-1	981-1201
さわやかクリニック		瀬谷区卸本町9279-33	924-0081
横浜甞生病院		瀬谷区瀬谷4丁目30-30	302-5001
日本健康倶楽部横浜支部	乳・子	瀬谷区瀬谷4丁目5-2 瀬沼ビル2階	303-9622
医療生協かながわ生活協同組合 いずみ診療所		泉区和泉中央南4丁目19-13	802-2416
湘南泉病院		泉区新橋町1784	815-2051
中田診療所		泉区中田東3丁目3-27	802-2840
江田記念病院		青葉区あざみ野南1-1	912-0111
川崎市			市外局番(044)
川崎健診クリニック	乳・子	川崎区駅前本町10-5 クリエ川崎8階	511-6116
川崎ヘルチェッククリニック	乳・子	川崎区日進町1-11 川崎ルフロン8階	045-453-1150
協同ふじさきクリニック		川崎区藤崎4丁目21-2	270-5131
大師診療所		川崎区大師町6-8	266-5744
川崎協同病院	乳・子	川崎区桜本2丁目1-5	299-4781
京町診療所		川崎区京町2丁目15-6 神和ビル	333-9516
アルファメディック・クリニック	乳・子	幸区堀川町580-16 川崎テックセンター8階	511-6115
川崎幸クリニック	乳・子	幸区南幸町1丁目27-1	544-1020
川崎セツルメント		幸区古市場2-67	544-1601
山口外科		中原区新丸子町745-3	733-4874
坂戸診療所	乳	高津区坂戸1丁目16-18	822-2710
彩新会KSPクリニック	乳・子	高津区坂戸3丁目2-1 KSP西503号	03-3713-5800
久地診療所	乳・子	高津区久地4丁目19-8	811-7771
京浜保健衛生協会	乳・子	高津区上作延811-1	330-4565
鷺沼診療所		宮前区有馬1丁目22-16	855-9977
いしだクリニック		麻生区百合丘2丁目7-1	959-5944
たま日吉台病院		麻生区王禅寺1105	955-8220
川崎みどりの病院	乳・子	麻生区王禅寺1142	969-0454
新百合健康管理センター	乳・子	麻生区上麻生1丁目20-1 小田急アコルデ新百合ヶ丘5階・6階	959-3121
あさお診療所	乳・子	麻生区上麻生2丁目1-10	951-3940
相模原市			市外局番(042)
JA神奈川県厚生連JA健康管理センター さがみはら	乳・子	緑区橋本6丁目1-14 ザ・ハシモタワー4階	772-3296
はしもと南口クリニック		緑区橋本1丁目17-20 TCH1階	700-8025
相模原赤十字病院	乳・子	緑区中野256	784-2429
相模野病院	乳・子	中央区淵野辺1丁目2-30	751-1265
相和会相模原総合健診センター	乳・子	中央区淵野辺3丁目2-8	753-3301
一般財団法人ヘルス・サイエンス・センター	乳・子	南区相模大野3丁目3-2-401	740-6200
さがみ生協病院		南区相模大野6丁目2-11	701-3311
相模大野病院		南区相模大野7丁目8-16	748-0211
横須賀市・逗子市・三浦郡・三浦市・厚木市・座間市・大和市・海老名市			市外局番(046)
医療法人社団優和会湘南健診クリニック 湘南健康管理センター	乳・子	横須賀市追浜東町3丁目53-12	867-2876
横須賀中央診療所		横須賀市米が浜通1丁目18-15	823-8691
湘南グリーンクリニック		横須賀市大矢部3丁目1-25	834-8991
衣笠診療所		横須賀市平作7丁目10-27	851-1062
横須賀市立市民病院健康管理センター (乳がん、子宮頸がんのみ実施)	乳・子	横須賀市長坂1丁目3-2	858-1851
逗子診療所		逗子市逗子4丁目1-7 ベルメゾン逗子1階	872-3530
三浦診療所		三浦市南下浦町上宮田3263-1	889-3388

健康診断指定医療機関

乳＝乳がん検査、子＝子宮頸がん検査

医療機関名	婦人科	所在地	電話番号
三浦市立病院	乳・子	三浦市岬陽町4-33	882-2111
あつぎ診療所		厚木市水引2丁目8-29	223-3325
JA神奈川県厚生連JA健康管理センターあつぎ	乳・子	厚木市酒井3132	229-3731
東名厚木メディカルサテライト	乳・子	厚木市船子224	229-1937
相模台健診クリニック	乳・子	座間市相模が丘6丁目27-43	256-9235
くりはらメディカルクリニック		座間市栗原1199-4	200-9898
中央林間病院	乳	大和市中央林間4丁目14-18	276-8822
神奈川県労働衛生福祉協会大和健診事業部	乳・子	大和市大和東3丁目10-18	262-8155
カラダテラス海老名	乳・子	海老名市中央3-2-5 ショッパーズプラザ [※] 海老名内	292-1311
鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡			市外局番(0467)
信愛クリニック		鎌倉市大船2丁目26-10	48-6678
湘南記念病院	乳・子	鎌倉市笛田2丁目2-60	32-3456
深沢中央診療所		鎌倉市手広1丁目9-31	31-7285
湘南健康管理センター（康心会）	乳・子	茅ヶ崎市茅ヶ崎2丁目2-3	86-6570
茅ヶ崎徳洲会病院	乳・子	茅ヶ崎市幸町14-1	89-2555
寒川病院	乳・子	高座郡寒川町宮山193	75-6751
藤沢市			市外局番(0466)
藤沢総合健診センター	乳・子	藤沢市鵠沼橋1丁目17-11	23-3211
湘南藤沢徳洲会病院	乳・子	藤沢市辻堂神台1丁目5-1	35-1360
藤沢診療所		藤沢市藤沢854-4	25-2514
平塚市・秦野市			市外局番(0463)
倉田会メディカルサポートクリニック	乳・子	平塚市四之宮2丁目7-8	27-1001
佐々木研究所附属湘南健診センター	乳・子	平塚市宝町10-4	21-3811
平塚診療所		平塚市代官町20-20	21-2764
八木病院	乳・子	秦野市本町1丁目3-1	75-8222
小田原市			市外局番(0465)
おだわら診療所		小田原市堀之内253-1	39-1193
東京都			市外局番(03)
芝健診センター	乳・子	港区新橋6丁目19-21	3431-7491
御成門内科クリニック		港区芝公園1丁目3-10 ハリファックス芝ビル2階	5425-2530
第二臨海クリニック		江戸川区西葛西7丁目28-8	5658-3558
深川ギャザリアクリニック	乳・子	江東区木場1丁目1-5-25 深川ギャザリアタワーS棟3階	5606-2438
全日本労働福祉協会	乳・子	大田区大森北1丁目18-18 佐藤食品ビル	3783-9411
牧田総合病院人間ドック健診センター	乳・子	大田区西蒲田4丁目29-1	3751-3489
代々木病院	乳・子	渋谷区千駄ヶ谷1丁目30-7	3478-7038
生光会新宿追分クリニック		新宿区新宿3丁目1-13 京王新宿追分ビル7階	0120-28-3113
生光会新宿追分クリニック・レディース	乳・子	新宿区新宿3丁目1-13 京王新宿追分ビル6階	//
新宿野村ビルメディカルクリニック	乳・子	新宿区西新宿1丁目26-2 新宿野村ビル5階	6273-8277
高戸橋クリニック	乳・子	新宿区高田馬場2丁目5番24号 メゾン・ドール高田馬場1階	3200-1561
日本橋ヘルチェッククリニック	乳・子	中央区日本橋1丁目3-13 東京建物日本橋ビル7階	3345-7766
新宿西口ヘルチェッククリニック	乳・子	新宿区西新宿3丁目2-4 新和ビルディング7階	//
ヘルチェックレディース新宿クリニック	乳・子	新宿区西新宿2丁目7-1 小田急第一生命ビル26階	//
池袋ヘルチェッククリニック	乳・子	豊島区東池袋1丁目25-8 タカセビル1階	//
むさし野クリニック	乳・子	武蔵野市吉祥寺本町1丁目10-3 古城会館7階	042-316-6312
八王子健康管理センター	乳・子	八王子市明神町4丁目30-2	042-648-1621
埼玉県			市外局番(048)
東和病院	乳	さいたま市緑区東浦和7丁目6-1	873-8621
出張専門			
相和会産業健診センター	乳・子	相模原市中央区矢部4丁目10-13	042-756-2666
関東予防医学診療所		千葉県市川市欠真間2丁目17-7	047-358-2397

保険料の決め方

保険料

●保険料の決め方

1、医療保険分

- ①30歳以上の組合員の保険料は、世帯の総所得によって決定されます。30歳未満の組合員の保険料は年齢に応じて決定されます。(表参照)
- ②保険料算定に必要な資料は、総所得と所得控除金額を証明できる課税証明書、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書(納税義務者用)などです。
- ③2020年6月～2021年5月の保険料は、令和元年度(平成30年分)の所得資料で算定します。
- ④平成元年6月2日～平成2年6月1日生まれの方は、保険料激変緩和措置として事業主は5級、従業員・請負労働者は4級を上限とします。
- ⑤家族保険料は加入している家族の人数で決めます。家族1人につき2,500円を加算していきます。家族6人以上は無料です。

〈保険料等級表(1か月あたり)(神建連共済会費を含む)〉

等級	区分	保険料
初級	満23歳未満の者	10,200円
1級	満30歳未満の者	13,600円
2級	総所得200万円未満	16,000円
3級	// 250万円未満	19,400円
4級	// 300万円未満	23,100円
5級	// 350万円未満	26,800円
6級	// 400万円未満	30,500円
7級	// 500万円未満	36,300円
8級	// 600万円未満	41,900円
9級	// 700万円未満	46,800円
10級	// 800万円未満	51,400円
11級	// 800万円以上	55,900円

年齢は6月1日現在の満年齢によります。

(2020年6月1日より)

2、介護保険分

満40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は、組合員・家族とも1人3,200円加算されます。

●保険料の納入

建設国保を運営する費用は、組合員のみなさんの保険料と国の補助金です。保険料は毎月決められた日までに、決められた方法で所属する組合に納めてください。

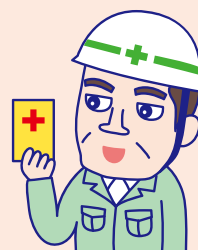
医療機関を受診するとき

●保険証

建設国保に加入すると、保険証が交付されます。保険証の有効期限は原則として、9月30日までです(既加入者の方は毎年10月に保険証の更新があります)。

●保険証の取り扱い

- ・交付されたら記載事項に誤りやもれがないか、人数分あるか確かめてください。
- ・医療機関での診療がすんだら、受け取ったことを確認して必ず手元に保管しましょう。
- ・保険証の貸し借りはできません。法律で罰せられます。
- ・有効期限が過ぎた保険証は使えません。



●高齢受給者証〈70歳から74歳の方〉

70歳から74歳の方は医療機関の窓口で支払う一部負担割合を表示した『高齢受給者証』を交付します。医療機関で受診するときは、『保険証』と一緒に提示してください。

『高齢受給者証』は毎年8月に更新されます。所得や収入に応じて、一部負担割合が2割、または3割となります。負担割合判定に必要な資料は、総収入、課税所得、所得控除金額を証明できる課税証明書（非課税証明書）です。8月以降は、マイナンバー制度による情報連携で所得情報を取得し交付いたしますが、所得情報を取得できない方、収入額の確認が必要な方は令和2年度（令和元年度）の所得資料の提出が必要になります。

2019年8月～2020年7月の一部負担割合は、令和元年度（平成30年度）の所得資料で判定します。

2020年8月～2021年7月の一部負担割合は、令和2年度（令和元年度）の所得資料で判定します。

●限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関で受診するとき、医療機関の窓口で『限度額適用認定証』を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります（P11の表参照）。

令和元年度（平成30年度）の所得資料（すでに提出されている場合は不要）、マイナンバー、印鑑を持参し、所属の組合（支部）に申請してください。

8月以降に申請される場合は、マイナンバー制度による情報連携で所得情報を取得し交付いたしますが、交付をお急ぎの方、所得情報を取得できない方は令和2年度（令和元年度）の所得資料の提出が必要になります。

住民税が非課税の世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示する事で、入院中の食事代が減額されます。入院時の食事代については、保険診療外となり、一定額が自己負担となります。

区分		標準負担額（1食につき）
一般		460円
〈入院時1食あたりの負担額〉 住民税非課税世帯	90日以内の入院	210円
	91日以上入院	160円
70歳以上で所得が一定以下		100円

●特定疾病療養受療証

血友病・慢性腎不全・HIVの方は、所定の申請書に医師の証明をもらって提出をすると窓口負担が月1万円または2万円になる制度があります。申請書、令和元年度（平成30年度）の所得資料（すでに提出されている場合は不要）、マイナンバー、印鑑を持参し、所属の組合（支部）に申請してください。

8月以降に申請される場合は、マイナンバー制度による情報連携で所得情報を取得し交付いたしますが、交付をお急ぎの方、所得情報を取得できない方は令和2年度（令和元年度）の所得資料の提出が必要になります。

法人事業所と健康保険適用除外

すべての法人事業所および常時5人以上雇用する個人事業所は、法律で社会保険（健康保険と厚生年金）への加入が義務付けられています。

このうち健康保険は年金事務所の承認を得て、建設国保で代用することができます。これを「健康保険適用除外」といいます。

新たに法人事業所を設立するときや、法人事業所で従業員を常時雇用するようになったとき、個人事業所で従業員を常時5人以上雇用するようになったときは「健康保険適用除外」の手続きが必要です。事前に組合にご相談ください。

※手続きが遅れてしまうと、建設国保に残れなくなる場合があります。

※退職した場合でも、建設国保に継続して加入できる場合がありますので、組合にご相談ください。

建設国保と神建連共済の払い戻し制度

医療機関の窓口で支払った保険診療自己負担額が、後日、建設国保と神建連共済から払い戻されます。

〈入院の場合〉

組合員・家族が1か月に同一医療機関で支払った一部負担金の額。

〈通院の場合〉

組合員が1か月に同一医療機関で支払った一部負担金のうち3,000円を超えた額（家族の通院は対象外です）。

▶「払戻金」の対象にならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療の対象にならないもの。
- ・労働災害・通勤災害にかかわるもの。
- ・交通事故・第三者行為で相手のある事故でのケガなど。
- ・学校でのケガや自治体の医療費助成等、他の制度適用を受けるもの。
- ・家族で資格を取得した届出月から3か月以内の入院によるもの。

診療を受けた月の3か月後の月末(28日)が支払日の目安となります。

払戻金は組合員のゆうちょ口座に自動的に振り込まれます。

支払日に合わせて支給決定通知をお送りしますのでご確認ください。

高額療養費に該当した場合はご自宅に郵送される申請書の提出が必要です。

建設国保と神建連共済の払い戻しのしくみ

組合員・家族が入院したら



入院医療費
10万円



(3割負担)
患者負担3万円



ゆうちょ口座 建設国保から12,500円振込
神建連共済から17,500円振込

- 17,500円を超える患者負担は建設国保から払い戻し。
- 患者負担のうち17,500円までは神建連共済から支給。

組合員が通院したら



通院医療費
2万円



患者負担
6,000円



ゆうちょ口座 神建連共済から3,000円振込

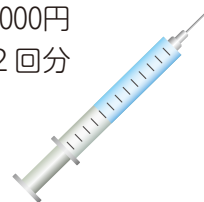
- 3,000円までは患者負担。
- 17,500円を超える患者負担は建設国保から払い戻し。
- 3,000円を超えて17,500円までの患者負担は神建連共済から支給。

インフルエンザ予防接種助成金

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けたとき、年度内1回に限り、1人2,000円を上限に助成金を支給します。2回法による接種で、1回分が2,000円未満の場合は、2回分をまとめて申請してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

※領収書を添付して所属の組合（支部）に申請してください。



高額療養費

医療機関の窓口で支払った1か月ごとの一部負担金が、自己負担限度額を超えたとき、申請により自己負担限度額を超えた分を支給します。自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります。(表参照)

高額療養費に該当された方には、ご自宅に申請書を送付しますので、必ず所属の組合(支部)に提出してください。

※高額療養費の申請書が提出されない場合には、一部負担払戻金も支給しません。

〈70歳未満の自己負担限度額(月額)〉

	所得要件	限度額
ア	所得 901万円超	$252,600円 + (\text{総医療費} - 842,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:140,100円〉
イ	所得 600万円超901万円以下	$167,400円 + (\text{総医療費} - 558,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:93,000円〉
ウ	所得 210万円超600万円以下	$80,100円 + (\text{総医療費} - 267,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:44,400円〉
エ	所得 210万円以下	57,600円〈多数回該当:44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円〈多数回該当:24,600円〉

〈70歳以上の自己負担限度額(月額)〉

	所得要件	窓口 負担割合	限度額(世帯ごと)	
			外来(個人ごと)	
現役並所得Ⅲ	課税所得 690万円以上	3割	$252,600円 + (\text{総医療費} - 842,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:140,100円〉	
現役並所得Ⅱ	課税所得 380万円以上		$167,400円 + (\text{総医療費} - 558,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:93,000円〉	
現役並所得Ⅰ	課税所得 145万円以上		$80,100円 + (\text{総医療費} - 267,000円) \times 1\%$ 〈多数回該当:44,400円〉	
一般	課税所得 145万円未満※1	2割	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円〈多数回該当:44,400円〉
低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000円

※現役並所得の目安は年金および給与収入のある夫婦2人世帯で年収520万円以上、1人世帯で年収383万円以上

低所得Ⅱ…世帯全体が市町村県民税非課税

低所得Ⅰ…世帯全体が市町村県民税非課税で所得がゼロ、かつ公的年金の収入が1人につき80万円以下

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。(昭和20年1月2日以降生まれの方は所得金額の合計額が210万円以下の場合も含む)

保険給付

●療養費

次のように医療費の全額を支払った場合は、建設国保に申請すると保険で認められた範囲について、給付割合に応じた額があとから払い戻されます。

- ①急病などでやむをえず保険証をもたずに治療を受けたとき。
- ②医師が治療上必要と認めたコルセットや眼鏡（9歳未満）などの補装具を購入したとき。
- ③医師が治療上必要と認めた、はり、灸、マッサージの施術を受けたとき。
- ④骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき。
- ⑤建設国保に加入後誤って前の保険証を使ってしまい、返還請求分を支払ったとき。
- ⑥海外旅行など国外で緊急に治療を受けたとき。



●出産手当金

女性組合員が出産したとき、出産のために仕事を休んだ手当として98日分支給します。支給日額は4,100円です。

●出産育児一時金

組合員・家族が出産したときに、出産育児一時金として42万円を支給します。ただし、妊娠22週未満の出産の場合、又は分娩機関が「産科医療補償制度」に未加入の場合は40万4,000円です。

妊娠12週（85日）以上の出産であれば死産・流産の場合も支給します。

以前、社会保険の被保険者として1年以上加入していて、資格を喪失してから、6か月以内の出産については、以前に加入していた社会保険から支給を受けることになります。

出産育児一時金には次の支払方法があります。



〈直接支払制度〉

組合員に代わって分娩機関が出産費用を建設国保に直接請求する制度です。

これにより、分娩機関に支払う出産費用は、出産育児一時金の額だけ軽減されます。

建設国保に対して行う手続きはありません。

出産費用が42万円未満の場合は差額を所属の組合（支部）に申請してください。

〈受取代理制度〉

直接支払制度が利用できない分娩機関でも、出産育児一時金を分娩機関に支払う受取代理制度が取り扱える場合があります。

〈直接支払・受取代理制度を利用しない場合〉

出産費用を分娩機関に支払った後、所属の組合（支部）に申請してください。

●葬祭費

組合員・家族が死亡したとき、組合員8万円、家族4万円を葬儀を行った方（喪主）に支給します。

傷病手当金（休業手当）

組合員が保険証を使って診療を受け、そのために仕事を休んだとき、年度内（4月1日～翌年3月31日）で、入院・通院合わせて最高80日まで支給します。

医師が労務不能と認めた範囲内で入院・通院の実日数に応じて支給日が決まります。入院は全日、通院は1日につき最大7日間（通院日を含む）が支給対象となります。8日目以降は次に通院するまで支給されません。

※仕事上の病気やケガ、相手のある交通事故などによる休業は原則として支給対象外になります。

※診療開始日が加入日より前の病気やケガは、原則として1年間は支給しません。（適用除外加入者を除く）

〈保険料の等級により日額が決まります〉

区分	入院		通院		区分	入院		通院	
等級	日額	最高80日分	日額	最高80日分	等級	日額	最高80日分	日額	最高80日分
初級	4,000円	320,000円	1,000円	80,000円	6級	5,700円	456,000円	2,700円	216,000円
1級	4,200円	336,000円	1,200円	96,000円	7級	6,000円	480,000円	3,000円	240,000円
2級	4,500円	360,000円	1,500円	120,000円	8級	6,300円	504,000円	3,300円	264,000円
3級	4,800円	384,000円	1,800円	144,000円	9級	6,600円	528,000円	3,600円	288,000円
4級	5,100円	408,000円	2,100円	168,000円	10級	6,900円	552,000円	3,900円	312,000円
5級	5,400円	432,000円	2,400円	192,000円	11級	7,200円	576,000円	4,200円	336,000円

労働災害や交通事故にあったとき

労働災害にあったとき

工作中的のケガや仕事の原因でおきた病気（職業病）、あるいは通勤途上の事故は、労災保険で治療をうけるのが原則です。

やむをえず、保険証を使用する場合は、必ず所属する組合（支部）か建設国保に連絡してください。

交通事故にあったとき

交通事故によるケガで、保険証を使用する場合は、必ず所属する組合（支部）か建設国保に連絡してください。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

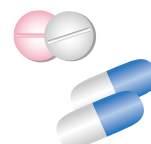
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先に開発・販売されてきた薬（先発医薬品）と同じ成分・同じ効き目で安いお薬です。

今、服薬しているお薬も、ジェネリック医薬品に切り替えられるかもしれません。

家計にやさしく医療費の削減にもつながるジェネリック医薬品への切り替えをお願いします。

※切り替えの際は、お医者さんや薬剤師さんに相談してみましょう。

※もともと低価格な錠剤など、先発医薬品との価格差がさほどない場合にはお薬代があまり変わらない場合があります。



各支部一覧表

↓保険証「番号」の最初の2ケタが所属する支部番号です。

支部番号	支部名	電話番号	郵便番号	所在地	FAX番号
-	川崎建設労働組合連合会	044-233-3947	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-13 大幸ビル201	044-233-4022
01	川崎北部建職連合組合	044-833-7551	214-0022	川崎市多摩区堰1丁目18-17	044-833-7692
02	川崎中部建設労働組合	044-722-4445	211-0067	川崎市中原区今井上町1-22	044-722-4459
03	川崎建築労働組合	044-222-4447	210-0804	川崎市川崎区藤崎1丁目13-27	044-233-1352
04	川崎建設一般労働組合	044-211-2508	210-0002	川崎市川崎区榎町2-4	044-211-2609
-	横浜建設労働組合連合会	045-321-5386	221-0834	横浜市神奈川区台町16-12	045-321-5387
06	横浜建築職組合	045-864-0455	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4859	045-871-6415
08	横浜石工連合組合	045-231-4366	231-0055	横浜市中区末吉町4丁目71横浜石材連合会館	045-251-1761
09	横浜電工組合	045-731-2203	232-0044	横浜市南区榎町2丁目46（有）新井電気商会	045-741-9405
-	本部	045-321-5364	221-0834	横浜市神奈川区台町16-12	045-321-5390
05	鶴見支部	045-572-1053	230-0072	横浜市鶴見区梶山1丁目7-1	045-583-6025
07	金沢支部	045-781-4840	236-0022	横浜市金沢区町屋町3-15	045-781-4878
10	港北支部	045-564-0789	223-0062	横浜市港北区日吉本町4丁目24-61	045-564-0102
11	神奈川支部	045-491-9754	221-0814	横浜市神奈川区旭ヶ丘1-16	045-481-7281
12	保土ヶ谷西支部	045-331-3748	240-0003	横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目27-2	045-335-4085
15	みなと支部	045-741-3195	232-0053	横浜市中区井土ヶ谷下町19-6	045-712-9379
16	磯子支部	045-773-0157	235-0033	横浜市磯子区杉田4丁目2-13	045-772-1513
46	緑支部	045-937-3800	226-0019	横浜市緑区中山5丁目12-7	045-937-3825
47	旭瀬谷支部	045-367-0508	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境1-2	045-366-9533
48	港南支部	045-847-2236	233-0003	横浜市港南区港南5丁目1-30	045-847-2238
49	川崎支部	044-751-9096	213-0023	川崎市高津区子母口848-5	044-766-6162
17	逗子葉山建設組合	046-871-2651	249-0006	逗子市逗子3丁目2-3 セントラルハウス303	046-876-5577
18	横須賀北部建設組合	046-865-8409	237-0068	横須賀市追浜本町2丁目1-164	046-865-8407
19	浦賀建設工連合会	046-841-9497	239-0822	横須賀市浦賀5丁目4-1	046-841-9499
20	久里浜建設工業労働組合	046-836-6327	239-0831	横須賀市久里浜1丁目2-28	046-837-8857
21	三浦建設業組合	046-888-5321	238-0101	三浦市南下浦町上宮田3040	046-888-6612
22	湘南建設組合	0466-25-1415	251-0054	藤沢市朝日町19-10	0466-25-1414
23	湘央建設組合	0463-31-2089	254-0076	平塚市新町5-25	0463-31-2085
24	大磯一般建設組合	0463-61-4711	255-0005	中部大磯町西小磯348 今井千恵子方	0463-61-4711
-	湘北地区協議会	046-251-0990	252-0326	相模原市南区新戸1888	046-256-2331
25	厚木建築職組合	046-224-7538	243-0004	厚木市水引1丁目15-18	046-224-7558
26	高相建設業組合	046-256-2321	252-0326	相模原市南区新戸1888	046-254-2194
27	相模中央建設組合	042-746-9845	252-0321	相模原市南区相模台1丁目14-2	042-741-5549
28	相模大野建設組合	042-745-8140	252-0302	相模原市南区上鶴間6丁目11-11	042-745-2840
29	相模原総合建設組合	042-757-0950	252-0232	相模原市中央区矢部3丁目8-13	042-757-6857
31	津久井建業組合	042-784-1379	252-0159	相模原市緑区三ヶ木423-1	042-784-8275
33	綾瀬建設総合組合	046-770-2811	252-1107	綾瀬市深谷中5丁目17-1 綾瀬市商工会館内	046-770-7020
34	大和建設総合組合	046-261-8917	242-0018	大和市深見西6丁目6-24-105	046-262-6097
35	海老名市建築職組合	046-235-3515	243-0422	海老名市中新田3丁目8-9伊勢宮ビル2F	046-235-3546
-	本部	045-453-9806	221-0045	横浜市神奈川区神奈川12-19-3	045-453-9807
36	川崎中央支部	044-865-7936	213-0035	川崎市高津区向ヶ丘21-17	044-865-5924
37	相模原支部	042-754-8023	252-0239	相模原市中央区中央2丁目4-10	042-754-6895
38	湘南支部	0466-88-3643	252-0815	藤沢市石川2丁目25-17	0466-88-3480
39	横須賀三浦支部	046-835-7720	239-0807	横須賀市根岸町4丁目1-28	046-835-0163
40	西相支部	0465-47-1700	256-0816	小田原市酒匂1374-18	0465-47-1801
41	横浜支部	045-542-4316	222-0001	横浜市港北区樽町2丁目1-21	045-542-4317
42	大和支部	046-200-5388	242-0029	大和市上草柳1丁目4-9	046-200-5389
45	南横浜支部	045-831-9092	235-0045	横浜市磯子区洋光台3丁目4-1	045-831-9363
50	横浜西支部	045-367-4624	241-0821	横浜市旭区二俣川1丁目86-8	045-367-4626
51	厚木支部	046-242-3992	243-0211	厚木市三田2丁目13-18	046-243-1511
52	横浜緑支部	045-985-1903	227-0062	横浜市青葉区青葉台2丁目32-8	045-985-1905
53	平塚支部	0463-33-3400	254-0087	平塚市豊田本郷1734	0463-33-3433
54	座間海老名支部	046-255-3215	252-0016	座間市西栗原1丁目7-33	046-255-9444
55	川崎支部	044-355-0456	210-0837	川崎市川崎区渡田1丁目11-14	044-355-9230
56	横浜中央支部	045-722-8727	232-0056	横浜市中区通町1丁目6-6	045-722-8728
57	横浜戸塚支部	045-800-1345	245-0014	横浜市泉区中田南3丁目6-5	045-800-1355
58	川崎西支部	044-931-3336	214-0012	川崎市多摩区中野島3丁目23-28 リバーサイド多摩A	044-931-3337
59	茅ヶ崎寒川支部	0467-57-0050	253-0085	茅ヶ崎市矢畑1063-1	0467-57-0052
60	横浜鶴見支部	045-508-5101	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目32-5	045-508-5253
62	鎌倉逗子葉山支部	0467-61-3888	249-0008	逗子市小坪1丁目1270-3-202	0467-61-3889



	届出が必要なとき	必要なもの
保険証に関する こと 手続きは14日以内	建設国保に加入するとき	世帯全員分の住民票、加入中の国民健康保険証のコピーまたは健康保険の資格喪失証明書、所得資料（組合員が30歳未満の場合は不要です）、組合員本人のゆうちょ口座届、マイナンバー、印鑑 ※加入される方に70歳から74歳の方がいる場合は9ページをご覧ください
	結婚・出産などで家族を入れるとき	世帯全員分の住民票、加入中の国民健康保険証のコピーまたは健康保険の資格喪失証明書、所得資料（取得時に収入がある方）、マイナンバー、印鑑※取得される方が70歳から74歳の場合は9ページをご覧ください
	住所や氏名が変わったとき	対象となる人の保険証、その他発行されている証、世帯全員の住民票、マイナンバー、印鑑 ※組合員本人の氏名が変わったときは全員分の保険証が必要です
	建設国保をやめるとき	全員分の保険証、その他発行されている証、マイナンバー、印鑑 ※他保険に加入した場合は、その保険証のコピー全員分
	就職などで家族がやめるとき	対象となる人の保険証、その他発行されている証、就職先の保険証のコピー、マイナンバー、印鑑
	転居して家族がやめるとき	対象となる人の保険証、その他発行されている証、組合員の世帯全員分の住民票（対象者の転居後のもの）または転居先の世帯全員分の住民票、マイナンバー、印鑑
	加入者が死亡したとき	対象となる人の保険証、その他発行されている証、死亡診断書、マイナンバー、印鑑
	生活保護を受けたとき	全員分の保険証、その他発行されている証、保護開始決定通知書のコピー、マイナンバー、印鑑
	保険証を紛失したり、破損したとき	マイナンバー
	子どもが遠方の学校へ入学し、住民票を移したとき	転居先の世帯全員分の住民票、在学証明書、マイナンバー、印鑑
給付金に関する こと	組合員が保険診療を受け、その療養のために仕事を休んだとき	傷病手当金支給申請書（医療機関での証明が必要です）、印鑑
	女性組合員が出産したとき	出産手当金支給申請書（医療機関での証明が必要です）、印鑑
	女性組合員・家族が出産したとき	申請が必要な場合があります。詳しくは12ページをご覧ください
	組合員・家族が死亡し、その葬儀を行ったとき	葬祭費支給申請書、死亡届・死亡診断書、会葬礼状や領収書など葬儀を行った方がわかるもの、印鑑
	月々の医療費の自己負担が高額になったとき	高額療養費支給申請書、マイナンバー、印鑑、世帯全員の所得資料 詳しくは11ページをご覧ください
	保険証を提示せずに医療機関を受診したとき	療養費支給申請書、領収書（コピー可）、診療報酬明細書（開封厳禁）、印鑑
	建設国保に加入後、前の保険証を使ってしまい請求されて支払ったとき	療養費支給申請書、領収書（コピー可）、診療報酬明細書（開封厳禁）、印鑑
	治療用装具を作成したとき	療養費支給申請書、領収書、医師の同意書（原本）、印鑑
	海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき	療養費支給申請書、診療内容明細書、領収明細書、外国語の場合翻訳文、パスポートのコピー、同意書、印鑑
	医師の指示により移送されたとき	移送承認申請書（医療機関での証明が必要です）、領収書、印鑑
	インフルエンザの予防接種を受けたとき	インフルエンザ予防接種助成金申請書、領収書（コピー可、2回法の実施者は2回分の領収書）、印鑑

- 給付金は、発生日より2年を経過すると時効になり、請求権がなくなりますので、忘れずに請求してください。
- 給付金は、登録した組合員のゆうちょ口座に振り込みます。ゆうちょ口座の登録を必ずしてください。